

# 第4回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

|                   |                           |   |
|-------------------|---------------------------|---|
| 附属機関又は会議体の名称      | 教育委員会第4回定例会               |   |
| 事務局（担当課）          | 教育部庶務課                    |   |
| 開催日時              | 平成31年4月10日 午前9時30分        |   |
| 開催場所              | 教育委員会室                    |   |
| 出席者               | 委員                        | 三田 一則（教育長）、樋口 郁代（教育長職務代理者）、北川 英恵、白倉 章、藤原 孝子   |
|                   | その他                       | 教育部長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、統括指導主事2名、指導主事   |
|                   | 事務局                       | 庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事                      |
| 公開の可否             | 一部公開 傍聴人 0人               |   |
| 非公開・一部公開の場合は、その理由 | 報告事項第6～11号は人事案件のため非公開とする。 |   |
| 会議次第              | 第13号議案                    | 豊島区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則（庶務課）                   |
|                   | 第14号議案                    | 豊島区学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則（庶務課）                |
|                   | 第15号議案                    | 学校職員服務取扱規定の一部を改正する訓令（庶務課）                     |
|                   | 第16号議案                    | 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令（庶務課）    |
|                   | 第17号議案                    | 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（庶務課）                |
|                   | 第18号議案                    | 豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程の一部を改正する訓令（庶務課）        |
|                   | 報告事項第1号                   | 教育委員会事務局の組織及び分掌事務について（庶務課）                    |
|                   | 報告事項第2号                   | 区立小中学校児童・生徒数および学級数の状況について（学務課）                |
|                   | 報告事項第3号                   | 儀式的行事について（指導課）                                |
|                   | 報告事項第4号                   | 研究推進校・研究奨励校について（指導課）                          |
|                   | 報告事項第5号                   | 平成31年度区立幼稚園、小・中学校行事について（指導課）                  |
|                   | 報告事項第6号                   | 平成31年度豊島区立学校への主幹教諭の配置について（指導課）                |
|                   | 報告事項第7号                   | 平成31年度指導教諭の配置について（指導課）                        |
|                   | 報告事項第8号                   | 平成31年度「豊島区立学校の管理運営規則」第9条に定める主任及び主任の校務を担当する主幹教 |

|            |   |
|------------|---|
|            | 論一覧（指導課）                                  |
| 報告事項第 9 号  | 三田一則教育長の執務報告（指導課）                         |
| 報告事項第 10 号 | 臨時職員の任免（指導課）                              |
| 報告事項第 11 号 | 教職員の服務事故報告について（指導課）                       |
| 報告事項第 12 号 | 大型連休（10 連休中）の子どもスキップ・学校開放の運営日について（放課後対策課） |

事務局)

本日、委員の皆様、全員おそろいでございます。傍聴希望者はありません。なお、指導課長が 2 3 区課長会に出席しておりまして、本日、欠席となっております。

本日は、新年度になりまして、初めての教育委員会でございますので、4 月 1 日付人事異動で教育委員会事務局に転入してきました管理職よりご挨拶申し上げます。

三田教育長)

おはようございます。

教育委員会に始まる前に、今、事務局よりございましたように、新年度の事務局管理職の異動について、ご紹介をさせていただきたいと思っております。部長からどうぞ宜しくお願いいたします。

<平成 31 年 4 月 1 日付で教育委員会事務局転入幹部職員等紹介>

三田教育長)

それでは、只今から第 4 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員を申し上げます。北川委員、白倉委員、宜しくお願い申し上げます。

- (1) 第 13 号議案 豊島区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
- (2) 第 14 号議案 豊島区学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 第 15 号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令
- (4) 第 16 号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

三田教育長)

それでは、早速案件に入りたいと思いますが、第 13 号議案から第 16 号議案まで、共通して、年号が変更になるということでの規則改正でございますので、一括して、最初に説明を受けたいと思います。

庶務課長、お願いいたします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。この 4 件について、何かご質問、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

例えば、議案16号議案の様式については、元号でも西暦でも、どちらでも宜しいという意味でしょうか。

三田教育長)

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

事務局や学校で作成する書類については、全て令和を使用します。公文書については、現行どおり年号を用いることになってございます。元号改正のたびに規則改正をしなくてもよいように元号の記載は削除いたしますが、記入の際には令和などの年号を記載するものでございます。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

よくわかりました。学校の方への周知を宜しくお願いいたします。

三田教育長)

それから、これは区の方の取り扱いで、都の関係の書類については、昨日の段階でまだ情報は来ておりません。区の方では、もうすぐ5月1日から新元号に変わるということで、これまで使用してきた平成31年度も書類としては有効であるというふうにして、それから5月1日以降どのように対応していくのかも含めて、区の方で整理されましたので、これを学校の方にも周知していきたいと思います。今回は、書式そのものが変わるということでご理解いただければと思います。

他にございますか。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

まだ1カ月という時間的な猶予がありますので、学校への周知等、上手くいくのではないかと思います。様式も合理的になったので、全て賛成です。

三田教育長)

ありがとうございます。

他になければ、これらの4件については、一括して承認するという事でよろしいでしょうか。

では、承認するという事で、この件は終了したいと思います。

(委員全員異議なし 第13号議案了承)

(委員全員異議なし 第14号議案了承)

(委員全員異議なし 第15号議案了承)

(委員全員異議なし 第16号議案了承)

(5) 第17号議案 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

(6) 第18号議案 豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程の一部を改正する訓令

三田教育長)

続きまして、第17号議案と18号議案について、これも共通する内容でございますので、一括して説明を受けたいと思います。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。別紙の資料に基づいて説明がございましたが、ご質問、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

これは、豊島区の公文書管理規程に基づいて、教育委員会事務局もその対象になるということですが、学校との関係で言うと、どうなるのでしょうか。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

区が制定しました公文管理条例につきましては、学校も対象に含まれており、影響を受けるというふうに聞いております。ただ、教育委員会は行政委員会なので、区の公文書管理規程には教育委員会は含まれておりません。これまで通り、区の規定に準じて、教育委員会が事務の規程を定めておりますので、今回の議案提出となっております。

したがって、本日の教育委員会で改正の承認をいただくと、教育委員会事務局は規則に則って、区と同じような動き方をすることになります。

ところが、学校につきましては、条例の対象に含まれてはいますが、まだ詳細については詰め切れていないところもあります。今後、どのような形で条例に基づいた運用をしていくのか、学校とも調整を図りながら検討してまいりたいと思います。

これから、調査研究をさせていただきますので、10月の条例施行に向けて、ある程度のところはお示し出来るかと思っております。

三田教育長)

区の条例に基づいて、今後、学校も対応していくということでの理解でよろしいですね。わかりました。

とりわけ、説明資料の2番の一番下のところ、永年保存の文書をなくして、最高で30年保存にするということで、例えば、学校では、学校沿革史は永久保存となっておりますので、そのあたりどうするのか、そうした対応も必要になってくるかと思っております。それから、東京都の文書規程との関係もあろうかと思っておりますので、是非、そうしたところとの整合性、また学校の意見も十分反映して、今後対応出来るようにしていただきたいと思っております。

他に先生方から何かありますか。宜しいですか。

それでは、17号、18号議案については、承認するという事で宜しいでしょうか。  
では、承認したいと思います。

(委員全員異議なし 第17号議案了承)

(委員全員異議なし 第18号議案了承)

#### (7) 報告事項第1号 教育委員会事務局の組織及び分掌事務について

三田教育長)

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項の第1号、教育委員会事務局の組織及び分掌事務について、説明をお願いいたします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりましたが何かございましょうか。宜しいですか。

一つだけ、学務課が把握しているのか分からないのですが、校長室に電話して不在の時、連動して職員室の電話のベルが鳴るのか、どうなのか。校長室に校長先生が不在の時、通常は副校長なり、職員室にいる誰かが出ると思いますが、ほとんど出ないです。そうしたシステムが導入されているのか、どうなのか。

緊急時、特に困ることがあります。それが学校によるのか、それとも区として電話システムが連動していないのか。昔は黒電話があり、校長先生しか使えないシステムでしたが、今はそういうシステムではないと思いますので、やはり緊急時に適切に対応がとれるよう是非一度調べていただき、問題があれば改善してもらいたいと思います。

資料の中に電話番号の一覧があったものですから、少しそのあたりのことを気になったものですから、意見として申し上げた次第です。

他になければ、この件は宜しいでしょうか。

この件は、これで終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

#### (8) 報告事項第2号 区立小学校児童・生徒数及び学級数の状況について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第2号、区立小学校児童・生徒数及び学級数の状況について、説明をお願いしたいと思います。

学務課長、どうぞ。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

最終的な定数というのは、5月1日付の学校基本調査によって決まりますが、4月1日付で学級増等、予想以上に変更等あった場合には申請手続きをしないといけない重要な時期ですので、これらについて、先生方からご意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

東京都の教育人口推計で、本区の今後5年間の児童数、生徒数は微増傾向ということですので。そういった児童数、生徒数の増加に対応して、施設の方の対応状況はいかがでしょうか。

三田教育長)

学校施設課長、どうぞ。

学校施設課長)

学校施設課と学務課の間で一昨年度から児童数の増加予測について情報共有をしております。早目に普通教室を確保するという事で計画立てをしております。したがって、今年度も幾つかの学校で普通学級は増えていますが、年度末に慌てて教室を整備するという形ではなく、今年度の状況、来年度の状況も見据えた形で、早目の整備を行っております。

とりわけ、大規模改修がある学校につきましては、普通教室への改修が同時に出来るような形で工夫しながら整備を進めているところであります。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

そういった連携が図れているということで大変安心いたしました。やはり、子供の数が増える中で地域との連携も大事であり、今後、教育委員会として学校選択制の見直しも必要になってくるのではないかと考えておりますので、そういった課題意識も持っていきたいと思いました。

三田教育長)

他にいかがでしょうか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

私も東京都の教育人口推計の数字について質問させていただきたいのですが、最後の行で中学校も今後5年間で11学級増と推計されているとありますが、ここ5年間のグラフを見ますと、果たしてそのようにいくのかという疑問が少しあります。

事務局側としては、この11学級増についてどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

三田教育長)

学務課長、どうぞ。

学務課長)

中学校の場合ですと、全てのお子さんが必ずしも区立に行くとは限らないので、私立の動向とかもきちんと見ていかなければいけない、一概に東京都の推計だけでの判断は難しいと思っております。

三田教育長)

学校によっても差がありますが、平均すると約40から50%ぐらいが私立中学校に行ってきたという実績があります。今後、経済動向とか、それから、区立小学校も中学校も入学説明会で公立離れを防ぐため、公立の学校がこれだけの教育を進めているので、どうぞ安心して、胸を張って入学してくださいというようなアピールを私たちは大規模に展開しておりますので、そうしたことも踏まえると、人口増がそのまま区立中学校の生徒数や学級数の増加に繋がっているとは必ずしも言えない部分がありますので、そうした全体の状況をしっかりと判断していく必要があると思います。昨今、平成29、30、31年度の増加傾向というのは、相当、学校のアピール効果とか、努力というものが結構手伝っているのではないかと思います、そのあたりの判断はいかがでしょうか。

学務課長)

当然、そういった区立の良さをアピールすることによって、区立の学校にお子さんを入れようとする方も多くなってきます。そうしたアピールが大事であり、引き続き頑張っていきたいと思えます。

三田教育長)

是非、豊島区がこれまで進めてきた教育の中身、質で勝負しているというあたりもしっかり考慮していただけるとありがたいと思います。

今後、5月1日付で最終的な数値が確定し出されると思いますが、そのときに出来れば幼稚園もきちんと位置付けていただきたい。それから、裏面で結構ですので、学校ごとの人口動態を出していただければと思います。それが教員の定数とか、特別支援学級の設置状況とか、いろいろなところに影響してきますので、是非お願いをしたいと思えます。

それから、学校施設課長にお伺いしたいのですが、学務課との協議の中で、隣接校選択制を制限したところがどのように変化してきているのか、今後の見通しも含めて、どのようなことが課題となっているのか、そのあたりを少し教えていただければと思います。

学校施設課長、どうぞ。

学校施設課長)

学務課との協議の中で、隣接校選択制の受け入れ枠について、今後、教室数が足りなくなる可能性のある学校につきましては、受け入れ枠の制限をお願いしたところでございます。

とりわけ、南池袋小学校につきましては、受け入れ枠の抑制による効果も出ておりまして、想定よりも学級数が増えていかないような状況でございます。

また、昨年度の教育委員会でご報告させていただきましたが、子どもスキップを今別棟で建てている豊成小学校につきましても、学級数自体は一つ増えておりますが、想定より

も緩やかな形で推移していくのではないかと見ております。そういった意味でも、隣接校選択制の受け入れ枠の制限につきましては、一定の効果があるというふうに見ておりまして、今後も必要に応じて協議し、判断していくのがよいのではないかと考えています。

三田教育長)

今のような対症療法的なことで、今のところは何とかクリアできているとは思いますが、学校全体として、コミュニティスクールとか、それからセーフスクールとか、どちらかという地域力を統合してやっていこうという考えの中で、いろいろなところからの議論として、遠くから通ってきているお子さんの対応はどうなるのだろうかというような声もいろいろあるかと思っています。

隣接校選択制は、そういったいろいろな理由を問わない、制約を受けないで学校を選択出来るということになっているため、功罪というのか、良い面、悪い面、両面からいろいろと検討をしなければならない課題が出てきているように思います。

実際に子供の数が増えるということは嬉しいことではあります、その一方で、多文化での言語の問題とか、それから今のような教室や施設の問題等、やはり一定の限界があるということも確かなことなので、そうした事実に基づきながら、今後の施策について方向転換すべきものもあるのではないかと考えています。是非、各課で縦割りにならないように連携しながら、施設設置者としての状況確認と、それから、今後の制度としてのあるべき姿というものを5年、10年先を見つめながら、しっかりと手を打っていかないと、すぐには対応出来ないものもたくさんあるかと思っていますので、是非、長期的な視点で今後の検討をお願いしたいと思います。

他にございますか。

なければ、この件はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

#### (9) 報告事項第3号 儀式的行事について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第3号、儀式的行事について、説明をお願いいたします。

統括指導主事どうぞ。

<指導課統括指導主事 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。いろんな課題があろうかと思っていますので、教育委員の先生方からご意見を頂戴したいと思います、今回の結果を受けて、いかがでしょうか。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

卒業式で児童の服装が華美にならないように指導しておりますが、校長先生が強制的にそういうことを止めさせることは出来ないかと思っていますので、根気よく保護者の方の理解を



得ながら全員同じような服装になるよう努力していかなければならないと思います。

三田教育長)

卒業式での服装の件は、先程、統括指導主事からご説明ありましたように、4月の定例校長会で早速、私の方から話をさせていただきました。昨年度、羽織はかまで悩んでいた学校では、校長先生が年度当初から6年生の卒業対策委員会や保護者会できちんと話をし、どうあったらいいのか、決して学校として禁止とか、そういう話ではなく、どうあるべきかという議論をしっかりと行って、結果として今年はゼロだったという報告を受けております。その一方で、去年までは何ともなかったのに、今年突如、羽織はかまが出現したという学校の報告も受けております。

卒業式や入学式の時期というのは、常に保護者の経済的負担というのは大きなものがございまして、それから、子供たちの成長を喜んで送り出すという、そういう親としての喜びや考えもあります。出てから慌てるのではなく、今、白倉委員からお話しがあったように、年度当初からしっかりと話し合いをして、職員の間でもしっかりとした考え方を持って対応すべきであるということで私たちは説明をしておりますが、改めて、教育委員会でもそういう議論になっているということを学校の方にもお伝えしてまいりたいと思います。

校長先生方からは教育委員会として一律を求める声がないわけではありません。しかしそれは今、白倉委員がお話しされたように避けるべきだと思っています。最終的には親の判断ですので、しっかりと風通しの良い環境を作っていきたいと思っています。

いろいろと課題があったかと思いますが、他にいかがでしょうか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

国旗掲揚についてですが、1校が式典会場以外に掲揚しなかったというのはとても残念だと思っています。

まず、お聞きします。掲揚塔のある学校というのはどのくらいあるのでしょうか。

三田教育長)

掲揚塔がない学校というのはないと思いますが、学校施設課長、わかりますか。

学校施設課長)

掲揚塔がない学校はないと認識してございます。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

仮に掲揚塔がないにしても、校門に掲揚するというのは、今に始まったことではなく、学校に勤めるものとしては当然のことだと思いますし、わざわざ外す程の天候でもなかったと思います。申し訳ありませんが、学校の判断の甘さが如実に表れているように私は重く受け止めております。今後の反省材料の一つになるのではないかと思います。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

私も長いこと学校に勤務してまいりましたが、雨が降るからとか、風が強いからとか、そういった理由で校門に国旗を掲揚しなかったことは一度もなかったと思います。やはり、天候の有無に関わらず、儀式的行事のときにはきちんと掲揚すべきという認識を学校自体、そして管理職がしっかり持っていたいただきたいと思います。

そのこと自体、サービス事故ではないかと思うぐらい非常に残念なことだと思っています。是非、意識を変えていただきたいと思います。宜しく願いいたします。

三田教育長)

卒業式、入学式というのは、ある意味、国家的行事です。義務教育については、国が職員も含めて大きな予算措置をして、教科書も無償で配られます。何故、国旗や国歌が大事なのか、公立学校という設立の精神が、まずそこにあります。

それから、区立小・中学校ですから、区を挙げて、区長名と教育委員会名で祝辞を申し上げているというのはどういうことなのか。学校を設置すべき人たちの努力と義務がそこにあります。

そうした国の教育を行っているということを管理職が忘れてはいけないと思いますし、儀式的行事というものの意味がそこにはあります。特別活動ではありません。これまでの議論と改善の連続の中で、今日の状況に到達できたということを、改めて振り返る必要があると思います。

私が11年前に豊島区に来たときに、ある小学校で音楽教師がピアノ伴奏せず、校長先生が職務命令を出しても、それを拒否するというようなサービス事故も発生しました。私たちも非常に辛い思いをしながら、これを正常化するという努力をしてきました。こういうことがいつの間にか世代間の交代によって忘れ去られてしまい、根本の精神が忘れられてしまいました。教育委員の先生方からいただいたご指摘は、決して小さな問題でなく、教育の根本にかかわる問題だと思っています。国際化が進む中、世界の中の日本、日本人の果たす役割ということが今日の教育課題となっている折、儀式的行事が子供たちの成長にエールを送るものだということを再認識していただく必要があります。再発防止も含めて、国旗、国歌の重要性ということを管理職にも自覚していただき、先生方への周知、指導の徹底を是非お願いしたいと思います。

藤原委員、どうぞ

藤原委員)

もう一点ございます。国歌斉唱の中で、中学校の3校は吹奏楽部による伴奏ということでした。ピアノ伴奏等の「等」の中に、ブラスバンド部の演奏が含まれているのではないかと考えています。

ただ、私が中学校に勤務していたときの経験の一つだけ紹介させていただきます。儀式的行事のときに音楽教師が私は国歌のピアノ伴奏はしないと切り切りました。そのとき、

私は仕方がないと思い、カセットテープを使用することにしました。そうしたら、その音楽教師が「いや、ブラスバンドでやります」と言ってきました。そのときに、私と校長は「結構です」と言って、ブラスバンドの演奏を拒否しました。そして、テープで行いました。

他の教員にもピアノ伴奏の出来る人もいましたし、その人に頼んでも良かったのですが、音楽の学習指導要領の中に、国歌についての指導ということが明記されていたので、そのことを音楽教師に切々と伝えて頼んでみたのですが、拒否されました。当時は組合がものすごく強くて、しかも、私がいたところは区部ではなくて市でしたので、そういった困難もありました。そういったことと、この3校が同じだとは言いませんが、ピアノ伴奏についてこれまでにいろいろな経緯があった学校もあるということを、一つお話としてさせていただきます。

ですので、本来、音楽の教師がきちんとピアノ伴奏すべきところであると思いながら、この3校はブラスバンドの演奏でずっと来ています。うちの学校ではこうだということが認められている豊島区の状況を、教員の中でお互いに認めている状況になっていないかと少し心配しつつも、本来どうあるべきかについて迷いながら、この発言をしています。

三田教育長)

それぞれの経過があってピアノ伴奏等となっています。「等」となっているのは、そういった状況もあるかもしれませんが、豊島区の3中学校は、ピアノ伴奏の拒否で吹奏楽による演奏行っているわけではないと思いますし、地域の方々もこれをよしとして受け止めている部分もあると思います。

私も各学校に行くと、ブラスバンド部がとてもレベルの高い演奏で、国の吹奏楽の演奏に負けないぐらいしっかりとした演奏をしています。やはり教師がきちんと指導して行わなければならないと思います。例えば、入場行進とかの演奏をブラスバンド部が行い活躍するというのは、その学校の特色を生かすことであり、大いに結構だと思います。

それからもう一つ、私が問題意識として持っているのが、国家斉唱のときに音楽教師の弾くピアノ伴奏のテンポが随分速く、ジャズ風になっています。国歌は少しゆったりと歌い込む内容になっているかと思いますが、必ずしもそうでない。儀式的行事ですので学校として練習を何回か重ねているとは思いますが、ピアノ伴奏、吹奏楽問わず、きちんと指導されているのかずっと疑問に感じています。今回ではございませんが、外部の参列者から今日演奏はひどいという声も聞いたこともあります。各界の参列者からそういう声を聞いたこともあります。数字としては出ておりませんが、そういう質的な問題も含めて学校と議論していく必要があるのではないかと考えています。

先程、申し上げたような歴史的な経過の中で、私たちは学校教育を正常化するために、かなり厳しく襟を正しながらやってきました。そうしたことを忘れないで、子供たちの将来を大きく左右するアイデンティティの問題ですので、そうした儀式的行事を通して、子

供たちに何を伝えていくべきかということをもっと学校と闊達な議論をして、正すべきは正していく。やはり、そうした姿勢を私たちが示すかどうにかかっていると思いますので、是非、私からもお願い申し上げたいと思います。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

只今の藤原委員、そして教育長の思いと私も同感でございます。毎年同じことを言っておりますが、いわゆる儀式的行事が学習指導要領の目標に則って出来るかどうかということが、正常な学校経営の一つの証でございました。

そこが難しかったが故に、18年も前のことですが、平成13年のときに豊島区というよりは東京都全体での話ではありますが、校長先生をリーダーとして、学校が組織として動く、そういう正常な学校経営にしていこうということで、いろいろと改革を行い、その一つの表れとして、これを取り上げてきた経緯があります。

もう18年も前の話をすると、先生、そんなのもう古いという、そういう教員たちが多くなってきましたが、校長先生が学校経営を正常にしていくという理念と、そして、儀式的行事に臨む子供たちの新たな気持ちを学校全体でバックアップしていくというところに立ち返る、そういうことは必要であろうと私は思っておりますので、先程来のお話のように、そういう団体色があつてという豊島区ではないということは百も承知ではありますが、やはり音楽科教員の根本にもう一度立ち返っていただけたら大変ありがたいと毎年思っております。

三田教育長)

来年の卒業式、入学式では、子供たちの成長した姿が見られるよう、また教職員もそう思えるような、そんな感動的な卒業式、入学をどの学校でも迎えることができるよう、本日の議論を是非、今後の学校経営、教員の指導に役立てていただきたいと思っております。

では、この件は、これで終わりにしたいと思っております。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

#### (10) 報告事項第4号 研究推進校・研究奨励校について

三田教育長)

続きまして、報告事項第4号、研究推進校・研究奨励校について、説明をお願いいたします。

統括指導主事、どうぞ。

<統括指導主事 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。これらの報告について、何か質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

研究推進校・研究奨励校が決定し、是非、頑張ってもらいたいと思います。

今回、研究推進校や奨励校の応募はどのぐらいの学校からあったのか、教えていただくとありがたいです。

三田教育長)

統括指導主事、どうぞ。

統括指導主事)

本年度、研究推進校に関しましては、4校のエントリーがあり、4校を決定いたしました。研究奨励校に関しましては、7校のエントリーがあり、1校辞退がございまして、6校を決定いたしました。

また、決めている間に、もう次年度の予約も入るような状況で、学校での研究が非常に計画的に進めていることがわかりました。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

必ずしも手を挙げたから指定するのではなくて、こちらの意図をしっかりと持って、学校数に満たないこともあっても、極端な言い方をすれば、こういう研究をしてほしいというところもバランス良く選びながら行っていくと宜しいのではないかと思います。

今年度、駒込中学校が研究推進校になったということは、中学校がいつも少ないという話をずっとしてきたので、大変嬉しいです。しかしながら、奨励校の方には、やはり1校もない、それから、これも毎年言っているかもしれませんが、幼稚園が研究に取り組んでいただけたら本当にありがたいので、是非、宜しくお願ひしたいと思います。

三田教育長)

今の件については、手が挙がらない要因があると思いますので、その要因というものを考えていかないといけないと思っています。

とりわけ、今後、インターナショナルセーフスクールの取組の全校化に向けて、中学校ブロックごとに小中で連携して安全・安心な学校づくりを行っていきますが、ともすると、そうした指定を受けると何か特別なことをしないとイケないとお考えになる校長先生や職員がかなりいるように思えますが、普段の学校経営の中で、とりわけ、そこに着目して行っていきましょうというのが研究だと思います。

そういう視点とか、方法を確立するというのは、日々の授業改善と軌を一にして、やらないと意味がないことだと思いますが、この研究校の募集をしたときも、学校には課題とか、負担が大きいとか、そういうことを言う学校が結構あって、最初のころはこれを理解させ、定着させるのにものすごく時間を要しました。そうした意識を捨てていただいて、毎日、子供と授業で真剣勝負をしてもらおう。どうせやるのなら、みんなで共通理解を持ちながら、一つの方向に向かって目標を定めて実施していこうということだと思います。

そういう研究を私たちは望んでいますし、区の課題を受けて研究を実施してもらうということについては、かなり反映されてきたと思いますが、テーマとか、方法論のあり方についても、今日的な課題にどう応えていくのかということはとても大事なことだと思います。研究というのは、内容からアプローチするというやり方もあるし、方法的なアプローチというのもあります。私は、中学校では方法的なアプローチしないと、教科で一つにまとまるのは、道徳とか、生徒指導とか、何か特別な共通理解出来るようなものを設定しないと、なかなか理解しにくいという部分もあると思います。

例えば、小中一貫教育で連携プログラムを行おうとしているときに、今日の論理的思考やプログラミング教育を中学校ではどうするのかといたら、小学校では行っているのに、その後どうするのかという話になったら、中学校でも行わざるを得なくなります。それから、英語もそうですか、中学校の特性を生かして、何か上手く共通項とか、そういった状況を作ってあげるということも大事なことでないかという意味で、今、樋口委員からの期待を込めた発言があったと思います。是非、いろいろな課題があるかとは思いますが、これだけ前向きになって取り組んでくれているので、次のステップとして、是非、そういうところにもご配慮いただいて、応援していただければと思います。

他にいかがでしょうか。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

同じよう研究テーマの学校があったり、それから、理科とか、社会のテーマがあまり見あたりませんが、研究テーマは学校からこういうことを行いたいという提案があるのでしょうか。

三田教育長)

今のご質問ですが。

統括指導主事。

統括指導主事)

研究テーマについては、指導課が教育ビジョンの中から7つ程度、事例を挙げまして、各学校が課題に応じた内容を考えた上で、計画書を提出しているものです。

三田教育長)

白倉委員、いかがでしょうか。

白倉委員)

今、豊島区では理科と社会が課題となっており、そういう教科に課題のある学校に対して、指導課からこういうことをしたらどうかということをお勧めたりしているのでしょうか。

三田教育長)

大事なご指摘だと思いますが、統括指導主事、どうでしょうか。

統括指導主事)

委員の言われたとおりで、理科、社会の課題も鑑みたくて私たちはテーマとして挙げて

いますが、学校としては、そこよりも自分たちの学校としての課題として挙げておりました、そのあたりで区と学校の間で課題のずれがあって、理科や社会がなかなか集まらないでいます。どのテーマも本当に今日的な課題として重要ですので、私たちとしては支えていきたいと思っております。

三田教育長)

白倉委員から説明があったように、私たちとしては、やはり理科、社会がずっと課題となっているのに、どうして理科、社会を改善しようという学校が出てこないのか不思議ではないです。ずっと課題を課題として積み残して、改善に向かおうとしない。昨年度は区小研、区中研で合同部会を開いてもらって、社会科は少し動きました。しかし、それ以上でも以下でもない。研究の俎上にも乗ってこない。だから、小学校では理科や社会が嫌いな教科だと言われていて、なかなかそれをやりたがらないというのはあるかもしれないが、それをそのままにしていたら、当然そういう結果になります。

やはり学校の研究会に指導に入ってくださいとか、それから、場合によっては校長先生にお願いして受けてもらうとかするぐらい、積極的に課題を解決するというような働きかけも必要ではないでしょうか。決して、自然発生的に物事が前へ進んでいかないと思いますので、そうした研究のあり方については、やはり私たちの姿勢、本気度というのが問われると思いますし、それから議会かも議員の先生方に研究発表会に参加して研究の成果を見ていただいておりますので、そうした期待に応える姿勢というのもしっかり示していくということも大事なことだと思います。是非、今の白倉委員のご意見を生かしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

統括指導主事)

教育長がお話のとおり、こちらからの働きかけというものが重要になってきますので、この学校の中から、研究テーマが大きなもので、知識・理解の質、それから新学習指導要領のテーマ等の中から、理数にスポットを当てたようなことも、こちらから提案出来るのではないかと考えております。

三田教育長)

要するに、研究を受けるというのは区の課題に応えるということなので、ただ一般的に研究を行って学校を盛り上げてくださいと言っているわけではありません。そのために区の税金を投入して研究費に充てています。そこをしっかりと受け止めてもらいたいというのが私たちの強い思いであります。テーマ一つにしても、学校から出てきているテーマを区としてこれでいいのかということきちんと指導課の目を見て、最終的に判断する必要があります。方法論しても、どうすれば効率的に出来るのか、それが授業改善にどう繋がるのかということきちんと議論の上で、精選してこれを承認していくということを期待しています。この点を指導課としても是非しっかりと受け止めていただきたいと思います。

他になれば、今年度の推進校・奨励校については、これを承認したいと思います、宜しいでしょうか。

では、承認することとし、この件は終了したいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

(11) 報告事項第5号 平成31年度区立幼稚園、小・中学校行事について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第5号、平成31年度区立幼稚園、小・中学校行事について、説明をお願いいたします。

統括指導主事、どうぞ。

<統括指導主事 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。

私が心配しているのは、今年度、周年が5校あります。それ以外に研究発表会もあります。1昨年も周年が6校あって、かなりいろいろな声が挙がっていました。そうしたこともあり早目に日程を公表しましたが、周年は大きな行事ですので、議会からも参加をお願いしておりますが、研究発表会をどういう扱いにしていくのか、大変お忙しい中、皆さんにご参加していただいておりますので、そのあたりも配慮しながらこの予定が定められたと思います。改めて、そうした視点で見えていただければと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。

区の方では、未来戦略創出会議で教育委員会も含めて大きな行事について日程を出しております。そこに入っていないものもこの予定表にありますので、年間を通じて、総務課、企画課、議会事務局にも配慮をお願い出来るようにして、円滑に進めていただければと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。

では、この件、終了したいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

(12) 報告事項第12号 大型連休(10連休)中の子供スキップ・学校開放の運営日について

三田教育長)

続きまして、人事案件の前に報告事項第12号、大型連休10連休中の子どもスキップ・学校開放の運営日について、説明をお願いしたいと思います。

放課後対策課長、どうぞ。

<放課後対策課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。何かご質問や意見ございましたら、お願いしたいと思います。

では、私の方から、まず、子どもスキップの方で言えば、一般利用は4月27日のみですということアナウンスした方がいいと思っていますし、学童クラブは、必要に応じて



対応していくことになります。

問題なのは、この日にやりますと言っておいて、内部的に調査をしたら利用者がいなかったんでやりませんでしたというのでは、後からクレームで来てしまうのではないかと少し心配になります。早目に調査をしていただいて、調べた結果、利用者がいないというのであれば、学童クラブはない方がいいと思います。どうしても必要な人がいた場合にはきちんと対応しますが、必要がないという判断をしたら、後から誤解を招かないためにも、もう最初からやりませんというスタンスの方がいいのではないかと思います。学童クラブが必要な子供にはきちんと開放しますというアナウンスをして、学校によって対応が違いますよというようにするか、そこも含めて、わかりやすいアナウンスをしてほしいと思います。

それから、保育園と同じ考え方でやっていますということも大事なことだと思うので、そういった情報も入れておいた方がいいと思います。要するに、子育て支援を区はやっているという、これは特別なサービスなので、せっかくやるのだから、そういうアピールを是非お願いしたいと思います。

それから、学校開放ですが、下の段に小学校は何時から何時までと書くべきか。これは普段と同じ時間帯で行うのですね。違いますか。普段どおりだったら、これを書くとかこの日のためにわざわざ制約を付けているようにも思えますが、そのあたりどうでしょうか。

放課後対策課長、どうぞ。

放課後対策課長)

ご指摘のとおりでございまして、資料として下の部分はもしかしたら要らなかったかもしれないですね。先程申し上げましたが、あくまでも、学校開放管理員の勤務の関係ですので、対外的にはあまり意味のない部分だと思います。

三田教育長)

要するに、団体利用する方は、その学校で使える時間はあらかじめこの時間だということをわかっていますので、殊さら、書く必要はないのではと思います。

放課後対策課長)

わかりました。

三田教育長)

そのあたりのご判断はお任せしますが、一般の区民や保護者に誤解のないようにわかりやすくお伝えいただきたいということと、出来るだけ早くこれを周知しないと、すぐに連休はやってきますので、是非、そういうご配慮をお願いしたいと思います。

他に委員の先生方から何かございますか。宜しいですか。

豊島区はよくやっていると思いますので、職員の大変さというのはあるかと思いますが、是非、そういうアピールをしていただいて、緊急時の対応などありましたら、私たちもしっかり対応しますので、宜しくお願いしたいと思います。

では、この件はこれで終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第12号了承)

三田教育長)

それでは、あと人事案件になります。

(13) 報告事項第6号 平成31年度主幹教諭の配置について

三田教育長)

それでは、まず報告事項の第6号、平成31年度主幹教諭の配置について、説明をお願いいたします。

統括指導主事、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第6号了承)

(14) 報告事項第7号 平成31年度指導教諭の配置について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第7号、平成31年度の指導教諭の配置について、説明をお願いいたします。

統括指導主事、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第7号了承)

(15) 報告事項第8号 平成31年度「豊島区立学校の管理運営規則」第9条に定める主任及び主任の校務を担当する主幹教諭一覧

三田教育長)

続いて、報告事項第8号 平成31年度「豊島区立学校の管理運営規則」第9条に定める主任及び主任の校務を担当する主幹教諭一覧について、ご説明をお願いいたします。

統括指導主事、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第8号了承)

(16) 報告事項第9号 三田教育長の執務報告(平成31年3月28日～平成31年4月10日)

三田教育長)

続いて、報告事項の第9号、私の3月28日から本日までの執務報告です。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第9号了承)

(17) 報告事項第10号 臨時職員の任免

三田教育長)

報告事項の第10号、臨時職員の任免について、説明をお願いいたします。

庶務課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第10号了承)

(18) 報告事項第11号 教職員の服務事故報告について

三田教育長)

報告事項の第11号、教職員の服務事故報告について、説明をお願いいたします。

庶務課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第11号了承)

三田教育長)

では、他になければ、以上をもちまして第4回教育委員会定例会を終了したいと思います。長時間ありがとうございました。

(午後11時45分 閉会)